

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

条 例

○北海道選挙管理委員会手数料条例……………（市町村課）	1
○北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（知事政策部総務課）	2
○北海道地域振興基金条例の一部を改正する条例……………（政策審議局）	2
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（環境生活部総務課）	2
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（保健福祉部総務課）	3
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（経済部総務課）	4
○北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例……（人材育成課）	4
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（農政課）	4
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………（建設部総務課）	5
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（建設部総務課）	5
○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（教育庁総務課）	6
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……………（教育庁給与課）	7
○北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ……………（教育庁給与課）	7

条 例

北海道選挙管理委員会手数料条例をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第101号

北海道選挙管理委員会手数料条例

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、選挙管理委員会の所掌する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料を徴収する事務等）

第2条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

（手数料の減免）

第3条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

（過料）

第4条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額	徴収時期
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付（複写機により用紙に複写したもの）の交付に限る。）	収支報告書等の写しの交付 手数料 （摘要） 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚とする。	用紙1枚につき10円	写しの交付のとき

北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第102号

北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例（平成18年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「旭川市」を「旭川市 釧路市」に、「紋別市」を「紋別市 士別市」に、「砂川市」を「砂川市 深川市」に、「浜中町」を「厚岸町 浜中町 標茶町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表の改正規定中「砂川市」を「砂川市 深川市」に改める部分及び附則第3項の規定 平成21年6月1日
 - (2) 別表の改正規定中「旭川市」を「旭川市 釧路市」に改める部分及び附則第4項の規定 平成21年7月1日
 - (3) 別表の改正規定中「浜中町」を「厚岸町 浜中町 標茶町」に改める部分及び附則第5項の規定 平成21年10月1日
- 2 この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては士別市長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第1号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては深川市長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第2号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては釧路市長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例

による。

- 5 附則第1項第3号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては厚岸町長又は標茶町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道地域振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第103号

北海道地域振興基金条例の一部を改正する条例

北海道地域振興基金条例（平成2年北海道条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道ふるさと寄附基金条例

第1条中「地域の産業」を「ふるさと北海道の発展を願う個人又は団体からの寄附金（当該寄附を受けた年度内に特定の経費の財源に充てるもの及び他の基金に積み立てるものを除く。）を積み立て、地域の産業」に、「北海道地域振興基金」を「北海道ふるさと寄附基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第104号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の2の項中「新ひだか町」を「北広島市新ひだか町 芽 室

町標 津 町」に改め、同表の 7 の項中「及び苫小牧市」を「、苫小牧市及び北斗市」に改め、同表の 8 の項中(8)を(10)とし、(7)の次に次のように加える。

- (8) 条例第29条第 1 項の規定による国の機関等からの通知の受理
- (9) 条例第29条第 2 項において準用する条例第21条第 3 項の規定による
国の機関等に対する協議の要求

別表第 1 の 8 の項中「(8)に」を「(10)に」に改め、「別表第 6 に掲げる市町村」の次に「、(8)及び(9)に掲げる事務のうち、工作物の新築等の行為に係るもの」にあっては別表第 7、記念保護樹木の現状を変更する行為に係るもの」にあっては別表第 8 に掲げる市町村」を加える。

別表第 2 中「岩見沢市」を「夕張市 岩見沢市 網走市」に、「恵庭市」を「恵庭市 伊達市」に、「長万部町」を「長万部町 上ノ国町」に、「奥尻町」を「奥尻町 今金町」に、「京極町」を「京極町 共和町」に、「愛別町」を「東神楽町 愛別町 上川町」に、「上富良野町」を「上富良野町 中富良野町」に、「津別町」を「津別町 訓子府町」に、「壮瞥町」を「壮瞥町 白老町」に、「様似町」を「様似町 えりも町」に改める。

別表第 3 中「夕張市」を「夕張市 岩見沢市」に、「京極町」を「京極町 共和町」に、「幌延町」を「幌延町 猿払村」に、「枝幸町」を「枝幸町 豊富町」に、「音更町」を「音更町 士幌町」に、「清水町」を「清水町 芽室町」に、「弟子屈町」を「弟子屈町 鶴居村」に改める。

別表第 4 中「北見市」を「北見市 岩見沢市」に、「京極町」を「京極町 共和町」に、「幌延町」を「幌延町 猿払村」に、「枝幸町」を「枝幸町 豊富町」に、「音更町」を「音更町 士幌町」に、「清水町」を「清水町 芽室町」に、「弟子屈町」を「弟子屈町 鶴居村」に改める。

別表第 6 の次に次の 2 表を加える。

別表第 7

札幌市 函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 岩見沢市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美瑛市 江別市 紋別市 士別市 名寄市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市 松前町 福島町 七飯町 八雲町 せたな町 黒松内町 京極町 栗山町 月形町 鷹栖町 愛別町 東川町 剣淵町

下川町 中川町 苫前町 羽幌町 枝幸町 美幌町 津別町 斜里町 小清水町 訓子府町 置戸町 遠軽町 湧別町 壮瞥町 厚真町 洞爺湖町 新ひだか町 音更町 上士幌町 新得町 清水町 芽室町 更別村 幕別町 本別町 足寄町 釧路町 弟子屈町 羅臼町

別表第 8

札幌市 函館市 小樽市 旭川市 釧路市 帯広市 岩見沢市 芦別市 江別市 紋別市 士別市 名寄市 根室市 砂川市 歌志内市 登別市 恵庭市 伊達市 石狩市 北斗市 当別町 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 森町 八雲町 厚沢部町 乙部町 せたな町 寿都町 黒松内町 泊村 余市町 長沼町 栗山町 新十津川町 雨竜町 比布町 中富良野町 剣淵町 下川町 美深町 苫前町 豊富町 上湧別町 豊富町 白老町 厚真町 洞爺湖町 むかわ町 平取町 様似町 新ひだか町 大樹町 本別町 釧路町 厚岸町 弟子屈町 羅臼町

附 則

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 4 の項、4 の 2 の項、4 の 4 の項、7 の項及び 8 の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第105号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の2の項中「市町」を「市町村」に、「登別市」を「登別市猿払村浜頓別町」に改め、同表の4の4の項中「留萌市」を「留萌市稚内市」に、「枝幸町中標津町」を「猿払村浜頓別町中頓別町枝幸町豊富町礼文町利尻町利尻富士町 中標津町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の2の項及び4の4の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第106号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「別表第2に掲げる市町村に限る」を「釧路市、江差町、西興部村、大空町及び安平町を除く」に改め、同表の1の3の項中「稚内市」を「稚内市北斗市」に改め、同表の2の3の項中「南幌町」を「南幌町東神楽町」に改め、同表の3の項中「別表第3」を「次表」に改め、「岩見沢市」

の次に「及び南幌町」を加える。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、1の3の項、2の3の項及び3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第107号

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例

北海道立高等技術専門学院条例（昭和44年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表北海道立滝川高等技術専門学院の項及び北海道立網走高等技術専門学院の項を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条第2項の表の改正規定中北海道立網走高等技術専門学院に係る部分は、平成22年4月1日から施行する。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道条例第108号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「稚内市」を「稚内市士別市」に、「黒松内町」を「黒松内町南幌町」に、「枝幸町」を「猿払村中頓別町枝幸町豊富町」に、「白老町」を「白老町標津町」に改める。

別表第2中「森町」を「森町八雲町」に、「喜茂別町」を「喜茂別町共和町」に、「厚岸町」を「厚岸町浜中町」に改める。

別表第3中「紋別市」を「紋別市士別市」に改める。

別表第4中「喜茂別町」を「喜茂別町共和町」に、「厚岸町」を「厚岸町浜中町」に改める。

別表第5中「赤井川村」を「赤井川村南幌町」に、「別海町」を「別海町中標津町」に改める。

附 則

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項から4の項まで及び6の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道条例第109号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表64の項の次に次のように加える。

64の2 租税特別措置法第68条の69第3項第6号の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以内の場合 12,100円 イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 14,500円 ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 18,300円 エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合 42,300円 オ 新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の場合 50,900円 カ 新築住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 66,400円	認定申請のとき
--	---------------	--	---------

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第110号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項(1)中「又は第63条第3項第5号イ」を「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」に改め、同表の7の項(1)中「又は第63条第3項第6号」を「、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」に改め、同項中「各市町村」の次に「（法第68条の69第3項第6号に規定する住宅に係る事務にあっては、夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、江差町、清里町、大空町及び浦河町を除く。）」を加え、同表の14の2の項中(47)を(49)とし、(15)から(46)までを(17)から(48)までとし、(14)の次に次のように加える。

(15) 法第27条第4項第3号の規定による財産の状況等に係る法令の違反等の報告の受理

(16) 法第27条第8項の規定による事業報告書等の受理

別表第1の14の2の項中「(27)及び(28)」を「(29)及び(30)」に改め、同表の15の3の項及び15の4の項中「留 萌 市」を「帯 広 市留 萌 市」に改め、同表の17の項中「室 蘭 市帯 広 市北 見 市岩見沢市網 走 市苫小牧市赤 平 市根 室 市滝 川 市富良野市登 別 市北広島市石 狩 市北 斗 市当 別 町遠 軽 町白 老 町音 更 町芽 室 町幕 別 町足 寄 町釧 路 町弟子屈町中標津町」を「別表第3に掲げる市町（大空町を除く。）」に改める。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の14の2の項の改正規定及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 別表第1の6の項及び7の項の改正規定 平成21年1月1日

2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の15の3の項、15の4の項及び17の項の左欄に掲げる事

務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 附則第1項第1号に定める日前に都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定により知事に対してなされた報告その他の行為で、同日以後においては同号に掲げる改正規定による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の14の2の項の右欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市の長に対してなされた報告その他の行為とみなす。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第111号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「八雲町」の次に「、共和町」を加え、同表2の項中「市の」を「市町の」に改め、「恵庭市」の次に「及び松前町」を加え、同表4の項中「厚沢部町」を「松前町、厚沢部町」に改め、同表5の項中「黒松内町」の次に「、共和町」を加え、同表6の項中「恵庭市」の次に「、松前町」を加える。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項、2の項及び4の項から6の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」とい

う。)の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては松前町教育委員会若しくは共和町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、松前町教育委員会若しくは共和町教育委員会のした処分その他の行為又は松前町教育委員会若しくは共和町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第112号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第2項中「2万200円」を「1万5,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第113号

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第79号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「3,200円」を「6,400円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「6,000円」に改め、同項第3号中「1,700円」を「3,400円」に改め、同項第4号中「1,400円以内で人事委員会が定める額」を「2,400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成20年10月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、平成20年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に学校職員に支払われた教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

